第　２　回　第　１　農　地　部　会　議　事　録

日　　　　　時　　平成２８年２月１９日（金）午前１０時００分

場　　　　　所　　津市安濃保健センター　２階　大会議室

出席部会委員　　2 太田　義政・ 3 森　恒利　・ 6 赤塚　薫　・ 7 伊藤　征一
9 大田　武士・10 奥山　勘五郎・13 丹羽　芳久・14 前田　紀男
15 杉谷　正美・16 田中　茂人　・20 中川　文博・22 中林　長一
23 平井　秀次・43 後藤　勝　・48 前川　正次
以上１５名

欠　席　委　員　　1　池田　長義・5　青木　正司

出席部会員外委員　　会長　守山　孝之

議　　　　　長　　第１農地部会長　伊藤　征一

事　務　局　職　員　　奥野事務局長・鈴村次長・竹田主査

総　合　支　所　　河芸：服部副主幹　美里：小林主幹　安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査　　香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者　　１６　田中　茂人・４３　後藤　勝

事　　　　　項

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転）
報告第５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（使用貸借）
報告第７号　時効取得による所有権の移転について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
（農業委員会許可・所有権移転）
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
（農業委員会許可・賃貸借権）
議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について　（農業委員会許可）
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・所有権移転）
議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・賃貸借権）
議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・使用貸借）

議案第７号　買受適格証明願（公売）について
議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農地利用集積計画の
　　　　　　決定について（別冊）

議　事　の　大　要

議　長	それでは、第２回第１農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は２名で、出席は１５名です。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 １６番　田中委員、４３番　後藤委員、よろしくお願いをいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。第１号から第７号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。
事 務 局	議案書の１ページ、２ページをお願いいたします。 報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございます。 番号１から１２で、２ページになりますが、合計で件数は１２件、合計面積は田で３１，４７４㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 ３ページから５ページをお願いいたします。 報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出についてでございます。 番号１から１２で、５ページになりますが、合計で件数は１２件、面積は ２６，４７７．７７㎡で、その内訳は田が２１，０９６㎡、畑が５，３８１．７７㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 ６ページをお願いいたします。 報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出についてでございます。 番号１、貸駐車場用地の１件で、面積は畑で５３１．４８㎡でございます。 ７ページをお願いいたします。 報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号１、駐車場用地、番号２、庭用地、番号３、一般個人住宅用地、番号４、駐車場用地、番号５、庭用地、番号６及び番号７、駐車場用地 以上、件数は７件で、合計面積は１，１７６㎡、この内訳は田が９７㎡、畑が１，０７９㎡でございます。 ８ページをお願いいたします。 報告第５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号１、駐車場用地、番号２、薬局建築用地、

件数はこの２件で、合計面積は、田で１，１０１㎡でございます。
９ページをお願いいたします。
報告第６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（使用貸借）でございます。
番号１、一般個人住宅用地の１件で、面積は、畑で２９０㎡でございます。
１０ページをお願いいたします。
報告第７号　時効取得による所有権の移転についてでございます。
番号１、権利者　____、申請地の面積は９筆で３，２３６㎡、取得年月日は平成５年１１月１０日でございます。
番号２、権利者　____、申請地の面積は２筆で１１８㎡、取得年月日は昭和５３年７月２２日でございます。
いずれの案件も、権利者は、当該土地を２０年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第１号に入らせていただきます。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１１ページをお願いいたします。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号１、地区　大里、受人　____、面積５，２７０㎡、渡人____、面積１８，７０９㎡、申請地　大里野田町若林____、台帳地目・現況地目とも畑、面積１，３３０㎡外３筆、合計面積１，７５９㎡です。
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
番号２、地区　大里、受人　____、面積８７，７８６㎡、渡人____、面積１，５２３㎡、申請地　大里山室町東谷____、台帳地目・現況地目とも田、面積５５３㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。
番号３、地区　大里、受人　____、面積７，０９８㎡、渡人　____、面積１７，１１７．２６㎡、申請地　大里小野田町古里____、台帳地目・現況地目とも畑、面積２９０㎡外１筆、合計面積３２１㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。
番号４、地区　高野尾、受人　____、面積２１，６６８㎡、渡人____、面積１，７０６㎡、申請地　高野尾町前沖____、台帳地目・現況地目とも田、面積１，３９６㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号５、地区　高野尾、受人　＿＿＿＿、面積１３，２４２㎡、渡人　＿＿＿＿、面積２４，２５７㎡、申請地　高野尾町大谷＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積４１８㎡。

これにつきましては、受人は、道路用地の代替地として、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号６、地区　黒田、受人　＿＿＿＿、面積４，７７４㎡、渡人　＿＿＿外１名、面積７，３５５㎡、申請地　河芸町南黒田八之坪＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積１５２㎡外１筆、合計面積２６９㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号７、地区　椋本、受人　＿＿＿＿、面積７，１１７㎡、渡人　＿＿＿、面積４，１７６㎡、申請地　芸濃町椋本新町＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも畑、面積３９０㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号８、地区　長野、受人　＿＿＿＿、面積７３７㎡、渡人　＿＿＿＿、面積２，３０４㎡、申請地　美里町南長野高空＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積１，７７６㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号９、地区　辰水、受人　＿＿＿＿、面積７，２２４㎡、渡人　＿＿＿、面積６，８２８㎡、申請地　美里町高座原宮之前＿＿＿＿、台帳地目・現況地とも田、面積１，５０７㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号１０、地区　辰水、受人　＿＿＿＿、面積２３，６４８㎡、渡人　＿＿＿＿、面積１６，２３６．８２㎡、申請地　美里町家所野田興＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも畑、面積２５８㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は１０件、合計面積は８，６４７㎡、この内訳は田が６，３４８㎡、畑が２，２９９㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

私、１番、２番、３番、事務局の説明があったとおりでございます。何ら問題はなかろうと思いますので、よろしくお願いをいたします。

高野尾、４番、５番。

赤塚委員　　６番、赤塚です。４番、５番と一括して報告させていただきます。
　４番は、遠方に住んでいるために、また親戚関係で営農はやるということで、よろしくお願いいたします。
　５番は、地元に、直売所やレストランや交流施設等が出来ますので、道路を拡張するために、代替地として取得するわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　６番、黒田。

丹羽委員　　１３番、丹羽です。事務局の説明どおりで何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　７番、椋本。

田中委員　　１６番、田中です。親戚同士でございまして、問題はありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　８番、長野。

中川委員　　２０番、中川です。８、９、１０と一括してお話しします。
　１５日の日に現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。
　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第１号については許可することに決定をいたします。
　次に、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１２ページをお願いいたします。
　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。
　番号１、地区　雲出、借人　＿＿＿＿株式会社　代表取締役＿＿＿＿、面積２０，８７８㎡、貸人　＿＿＿＿、面積４，９５５㎡、申請地　雲出伊倉津町伊倉新田＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積１，２２６㎡外１筆、合計面積２，６６９㎡です。
　これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人と１０年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。
　件数はこの１件で全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要

件の全てを満たしていると考えます。
　以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
　事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
　雲出。

大田委員　　９番、大田です。事務局の説明どおりでございまして、現地も見させていただきましたが、問題はないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第２号については許可をすることに決定をいたします。
　次に、議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１３ページをお願いいたします。
　議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
　番号１、地区　櫛形、申請者　________、申請地　産品永谷________、台帳地目・現況地目とも田、面積１８３㎡外２筆、合計面積６４４㎡です。
　これにつきましては、申請地を農業用資材置場用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　番号２、地区　黒田、申請者　________、申請地　河芸町三行________、台帳地目　田、現況地目　畑、面積３５５㎡。
　これにつきましては、申請地を道の駅に出品する食品の加工販売所用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　番号３、地区　安西、申請者　________、申請地　芸濃町岡本前川原______、帳地目・現況地目とも畑、面積８２㎡。
　これにつきましては、申請地を隣接雑種地と一体利用の上、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　番号４、地区　辰水、申請者　________、申請地　美里町高座原宮之前________、台帳地目　畑、現況地目　雑種地、面積６６㎡。
　これにつきましては、昭和５０年ごろから防火水槽として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　以上、件数は４件で、合計面積は１，１４７㎡、このうち田が９９９㎡、畑が１４８㎡でございます。
　いずれの案件につきまして、農地法第４条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
１番、櫛形。

森　委員　　３番、森です。この案件は１２日に現地確認を行いました。現地は三方を山林に囲まれた急斜面の一番奥のところにありまして、耕作するには環境の厳しいところにありますので、許可することに特に問題ないと思います。

議　　長　　２番、黒田。

丹羽委員　　１３番、丹羽です。事務局の説明どおりです。おはぎ等を作るための建物を建設するということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　３番、安西。

田中委員　　１６番、田中です。既に住宅の用地が確保されておりますが今回、その横に宅地として増設するということでございまして、問題ございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　４番、辰水。

中川委員　　２０番、中川です。事務局の説明どおりで何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第３号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１４ページをお願いします。
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号１の案件につきましては、今回の審議に当たりまして、取り下げの申し出があります。申しわけありませんが、抹消をお願いします。
番号２、地区　片田、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿外４名、申請地　片田志袋町坂本＿＿＿＿、台帳地目　田、現況地目　畑、面積４０２㎡外２筆、合計面積７８５㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、３１４．２８㎡、転用面積の４０％になります。農地区分は、第３種農地と判断されます。
番号３、地区　雲出、受人　株式会社　________代表取締役________、渡人　________、申請地　雲出島貫町北浦________、台帳地目・現況地目とも田、面積６８９㎡外１筆　合計面積１，０９６㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、８９０．４６㎡、転用面積の８１．２％になります。農地区分は、第３種農地と判断されます。
番号４、地区　大里、受人　________、渡人　________、申請地　大里小野田町古里________、台帳地目・現況地目とも畑、面積５２６㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農業用倉庫、資材置場、駐車場用地とするものです。農地区分は、第３種農地と判断されます。
番号５、地区　大里、受人　学校法人________理事長________、渡人________外１名、申請地　大里窪田町深ケ________、台帳地目　田、現況地目　畑、面積６０２㎡外１筆、合計面積８５５㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、緩衝緑地帯とするものです。農地区分は、第３種農地と判断されます。
１７ページをお願いします。
番号６、地区　上野、受け人　________、渡し人　________、申請地　河芸町上野鐘鋳場________、台帳地目　田、現況地目　畑、面積９９８㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、３５４．２４㎡、転用面積の３５．５％になります。農地区分は、第２種農地と判断されます。
番号７、地区　黒田、受人　________、渡人　________、申請地　河芸町北黒田御絵堂________、台帳地目　田、現況地目　畑、面積９４㎡外１筆、合計面積４９９㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、郵便局舎建築用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
番号８、地区　椋本、受人　________、渡人　________、申請地　芸濃町椋本東豊久野________、台帳地目・現況地目とも畑、面積７５４㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、２７７．２㎡、転用面積の３６．８％になります。農地区分は、第２種農地と判断されます。
番号９、地区　椋本、受人　________、渡人　________外２名、申請地　芸濃町椋本念佛田________、台帳地目・現況地目とも田、面積５１６㎡外３筆、合計面積２，６２６㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
番号１０、地区　椋本、受人　________、渡人　________、申請地　芸濃町椋本新町________、台帳地目・現況地目とも畑、面積４９６㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地

とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号１１、地区　椋本、受人　________株式会社　代表取締役________、渡人________、申請地　芸濃町椋本東冨家________、台帳地目・現況地目とも田、面積３７６㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号１２、地区　草生、受人　宗教法人　________　代表役員________、渡人　________、申請地　安濃町草生清水田________、台帳地目・現況地目とも田、面積８５６㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、墓地用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号１３、地区　村主、受人　________株式会社　代表取締役________、渡人________、申請地　安濃町妙法寺川原田________、台帳地目・現況地目とも田、面積９５８㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

件数は１２件、合計面積は１０，８２５㎡、このうち田が８，６４４㎡、畑が２，１８１㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

議　　長　　２番、片田。

森　委員　　３番、森です。地元委員と現場確認を行いました。国道１６３号線の________に挟まれた場所にありまして、最近耕作もされておりませんし、荒地になっておりましたので、問題はないと思います。以上です。

議　　長　　３番、雲出。

大田委員　　９番、大田です。２月１５日に守山会長以下地元委員、事務局、申請者と来ていただきまして現地確認を行いました。埋め立てずに太陽光発電施設を設置するとのことでした。非耕作地でしたので、管理をきちんとするよう指導させていただきました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　４番、５番、私でございます。

事務局の説明どおり、何ら問題なかろうと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、６番、上野。

前田委員　　１４番、前田です。問題ございません。

議　　長　　７番、黒田。

丹羽委員　　１３番、丹羽です。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　８、９、１０、１１、椋本。

田中委員　　１６番、田中です。
８番は太陽光発電施設です。親子でございまして、問題はなかろうと思っております。
９番、既に西の部分が団地化されておりまして、増設ということで問題ございませんので、よろしくお願いしたいと思います。
１０番、これは先ほど３条で出てきました案件の関連です。親戚関係で、住宅を建てるということで、問題ございませんのでよろしくお願いします。
１１番、＿＿＿＿の案件ですが、隣接地でございますので、問題ございません。よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議　　長　　１２番、草生。

平井委員　　２３番、平井です。１２番につきましては、事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。
１３番につきましては、＿＿＿＿の事務所、倉庫も隣接してございまして、これにつきましても何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第４号については許可をすることに決定いたします。
次に、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１８ページをお願いいたします。
議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。
番号１、地区　豊津、借人　＿＿＿＿株式会社　代表取締役＿＿＿＿外２社、貸人　＿＿＿＿外１０名、申請地　河芸町影重浜新田＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積７６㎡外１１筆、合計面積１，３３０．５２㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に２年２カ月の賃貸借権を設定し、申請地を＿＿＿＿のための現場事務所、資材置場及び駐車場用地として一時転用するものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
番号２、地区　高宮、借人　＿＿＿＿、貸人　＿＿＿＿、申請地　美里町三郷西出＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田、面積４００㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に２０年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、１６６．０５㎡、転用面積の４１．５％になります。農地区分は、第２種農地と判断されます。
件数はこの２件で、合計面積は田で１，７３０．５２㎡です。
これらの案件につきまして、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
１番、豊津。

丹羽委員　　１３番、丹羽です。________を建設中で、今まで、________が借りていた土地を、今回、________が借りるということで、会長以下、現地確認を行いました。何ら問題はありませんので、よろしくお願いをいたします。

議　　長　　２番、高宮。

中川委員　　２０番、中川です。今事務局の説明どおり何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議　　長　　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　<一同　異議なし>

議　　長　　それでは、異議なしと認め、議案第５号については許可をすることに決定いたします。
次に、議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１９ページをお願いいたします。
議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号１、地区　村主、借人　________、貸人　________、申請地　安濃町今徳中出________、台帳地目・現況地目とも畑、面積７２０㎡のうち２１６㎡です。
これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、９２．３７㎡、転用面積の４２．７％になります。農地区分は、第２種農地と判断されます。
以上、件数はこの１件で、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
１番、村主。

平井委員　　２３番、平井です。事務局の説明どおり何ら問題はございませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第６号については許可をすることに決定いたします。
次に、議案第７号　買受適格証明願（公売）について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　２０ページをお願いいたします。
議案第７号　買受適格証明願（公売）についてでございます。
これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う公売に参加するための買受適格証明でございます。
競売の対象農地は、高茶屋小森上野町小森川________、台帳地目・現況地目とも田、面積９０２㎡です。
番号１につきましては、願出人　________、農地として耕作目的での公売参加です。
番号２、番号３につきましては、落札した場合の土地利用はいずれも太陽光発電施設用地となっております。
この２件の願出人はそれぞれ________、有限会社________　取締役______、です。
なお、パネルの設置面積は、いずれも、転用面積のおおむね４０％余りとなっております。また、農地区分は、第３種農地と判断されます。
いずれの案件も、農地法第３条第２項及び第５条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
１番、２番、３番、高茶屋。

奥山委員　　１０番、奥山です。事務局の説明どおり問題ありません。

議　　長　　ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　皆さんから異議のない旨の発言がございました。それでは、異議なしと認め、許可をすることということに決定をいたします。
次に、議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　２１ページをお願いします。

議案第８号　相続税の納税猶予に関する適格証明願についてでございます。

番号１、地区　敬和、相続人　________、被相続人　亡き________、申請地　中河原西興________、台帳地目・現況地目とも田、面積５２５㎡外６筆、合計面積４，２３５㎡です。

これにつきましては、農家台帳により、被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、相続人は引き続き農業経営を行うと認められることから、相続税の納税猶予に関する適格者として証明をしても差し支えないものと考えます。

件数はこの１件で、合計面積は４，２３５㎡、このうち田が２，２８９㎡、畑が１，９４６㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

１番、敬和。

太田委員　２番、太田です。ただいま事務局の説明とおりで、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第８号については証明をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました、議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の２枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をごらんください。田の賃貸借、使用貸借で６２，０３８㎡、畑の賃貸借で５，６２５㎡、契約件数は２７件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で６５，６５９㎡、畑の賃貸借で１，０８６㎡、契約件数は２７件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で３８，９６２㎡、畑の使用貸借で１，０１５㎡、契約件数は１３件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で４８，８３５㎡、畑の賃貸借、使用貸借で６５６㎡、契約件数は１５件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で１０，３０４㎡、契約件数は６件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で２，０３７㎡、契約件数は１件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて２２７，８３５㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で８，３８２㎡、合計契約件数は８９件、合計面積は２３６，２１７㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で８件、河芸地区１７件、安濃地区５

件、芸濃地区１２件で合計４２件、合計面積は１３１，４０７㎡でございます。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達をすることにいたします。
以上をもちまして本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、第２回第１農地部会を終了いたします。

午前１０時５０分

上記は、第２回第１農地部会の議事を録したものである。

平成２８年２月１９日

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿